

## 統計法施行規則の改正の状況

令和 3 年 9 月 29 日  
総務省政策統括官（統計制度担当）

- 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）の改正等に伴い、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）の一部を改正
- 本件改正は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 45 条の 2 ただし書における「委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当するため、統計委員会の意見を聴かなかったもの（委託による統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）及び匿名データの提供を行うことができる統計の作成等の範囲について、本件改正による実質的な変更は生じない。）

### 統計法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 90 号）

#### 1 制度の概要

統計法では、行政機関の長等は、相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定める場合に、

- ・第 34 条において、一般からの委託に応じ、オーダーメイド集計を行うことができる旨を規定し、
- ・第 36 条において、一般からの求めに応じ、匿名データの提供を行うことができる旨を規定している。

#### 2 改正の概要

統計法施行規則は、従前、オーダーメイド集計及び匿名データの提供を行うことができる統計の作成等の一類型として、官民データ活用推進基本法第 23 条第 3 項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等を掲げていた。

今般、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）の規定により官民データ活用推進基本法第 23 条第 3 項の規定が削られ、新たにデジタル社会形成基本法第 37 条第 2 項第 13 号に特定公共分野が規定されること等に伴い、統計法施行規則について所要の改正を行う。

#### 3 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日（同年 8 月 31 日公布）